

令和5年度
(2023年度)

第2回横須賀市国民健康保険
運 営 協 議 会 資 料

令和6年(2024年)2月6日(火)

民生局健康部
健康保険課・健康管理支援課

議題 1

令和5年度横須賀市特別会計国民健康保険費補正予算（第2号）

1 補正の理由

基金積立金の増額に伴う一般会計繰入金の増額、令和4年度決算の確定による繰越金の減額等の整理を行うため、補正します。

2 補正の内容

- (1) 給与費について、予算現額を下回る見込みのため減額します。
- (2) 保健事業費について、データヘルス計画策定等業務委託及び糖尿病性腎症重症化予防事業委託による入札差金分を減額します。
- (3) 国民健康保険費基金積立金について、以下の理由による整理を行い全体として増額します。
 - ・国民健康保険財政安定運営のための積立額の増
 - ・基金運用に係る預金利子が当初予算額を下回る見込みとなったことに伴う減
- (4) 被保険者数の減により保険料収入が減少したため、保険料収入を減額します。
- (5) 一般会計繰入金について、以下の理由による整理を行い全体として増額します。
 - ・保険料軽減対象者の減少により保険基盤安定繰入金が当初予算額を下回ったことによる減
 - ・未就学児保険料軽減対象者が当初予算額を下回ったことによる減
 - ・給与費の減に伴う減
 - ・国民健康保険費基金積立金の増に伴う増
- (6) 保険料収入の減による財源不足を解消するため、国民健康保険財政調整基金繰入金を増額します。
- (7) 令和4年度決算の確定により繰越金を減額します。
- (8) 基金運用に係る預金利子が当初予算額を下回る見込みとなったため、国民健康保険財政調整基金収入を減額します。
- (9) 歳入歳出に差引額が生じたため、予備費を増額します。

3 補正額

(1) 歳入

(単位 千円)

費目	補正前の額	補正額	計	
国民健康保険料収入 (保険料収入) 【健康保険課】	7,788,503	△293,595	7,494,908	(4)
一般会計繰入金 (一般会計繰入金) 【健康保険課、健康管理支援課】	3,205,400	592,939	3,798,339	(5)
財政調整基金繰入金 (財政調整基金繰入金) 【健康保険課】	254,387	358,593	612,980	(6)
繰越金 (繰越金) 【健康保険課】	825,073	△50,976	774,097	(7)
国民健康保険財政調整基金収入 (利子及び配当金) 【健康保険課】	84	△28	56	(8)
歳入合計 (会計全体の額)	42,248,502	606,933	42,855,435	

(2) 歳出

(単位 千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	
給与 【健康保険課、健康管理支援課】	290,929	△5,000	285,929	(1)
保健事業費 【健康管理支援課】	312,821	△5,777	307,044	(2)
国民健康保険費基金積立金 【健康保険課】	84	605,641	605,725	(3)
予備費 【健康保険課】	28,758	12,069	40,827	(9)
歳出合計 (会計全体の額)	42,248,502	606,933	42,855,435	

財源内訳

(単位 千円)

事業名	補正額	特定財源の内訳				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
給与費	△5,000					△5,000
保健事業費	△5,777		△5,777			
国民健康保険 事業費納付金	-				7,730	△7,730
国民健康保険費 基金積立金	605,641				△28	605,669
予備費	12,069		5,777		6,292	
計 5 件	606,933		0		13,994	592,939

議題 2

令和6年度横須賀市特別会計国民健康保険費予算（案）について

<歳入>

(単位：千円)

款 項 目	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	比 較
1 国民健康保険事業収入	7,477,929	7,789,935	△ 312,006
1 国民健康保険料収入	7,477,929	7,789,935	△ 312,006
1 保険料収入	7,477,929	7,789,935	△ 312,006
2 使用料及び手数料	30	30	0
1 手数料	30	30	0
1 証明手数料	30	30	0
3 国庫支出金	10,274	1,255	9,019
1 国庫補助金	10,274	1,255	9,019
1 疾病予防対策事業費等補助金	45	45	0
2 出産育児一時金補助金	0	1,210	△ 1,210
53 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	10,229	0	10,229
4 県支出金	29,169,762	30,084,265	△ 914,503
1 県補助金	29,169,762	30,084,265	△ 914,503
1 保険給付費等交付金	29,167,782	30,082,242	△ 914,460
2 健康増進事業費補助金	1,980	2,023	△ 43
5 繰入金	4,983,895	3,458,387	1,525,508
1 一般会計繰入金	4,052,000	3,204,000	848,000
1 一般会計繰入金	4,052,000	3,204,000	848,000
2 国民健康保険財政調整基金繰入金	931,895	254,387	677,508
1 国民健康保険財政調整基金繰入金	931,895	254,387	677,508
6 繰越金	35,050	825,073	△ 790,023
1 繰越金	35,050	825,073	△ 790,023
1 繰越金	35,050	825,073	△ 790,023
7 諸収入	76,879	59,971	16,908
1 延滞金及び過料	22,210	22,210	0
1 延滞金	22,209	22,209	0
2 過料	1	1	0
2 市預金利子	1	1	0
1 市預金利子	1	1	0
3 雑入	54,668	37,760	16,908
1 返納金	19,899	15,381	4,518
2 雑入	34,769	22,379	12,390
8 財産収入	181	84	97
1 財産運用収入	181	84	97
1 利子及び配当金	181	84	97
歳入合計	41,754,000	42,219,000	△ 465,000

<歳出>

(単位：千円)

款項目	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	比較
1 国民健康保険事業費	41,623,423	42,190,242	△ 566,819
1 国民健康保険総務費	707,038	651,478	55,560
1 事務費	706,059	650,493	55,566
2 運営協議会費	979	985	△ 6
2 保険給付費	28,773,487	29,718,775	△ 945,288
1 療養諸費	24,986,230	25,675,529	△ 689,299
2 高額療養費	3,637,145	3,883,744	△ 246,599
3 移送費	201	201	0
4 出産育児諸費	120,051	121,051	△ 1,000
5 葬祭諸費	29,700	32,650	△ 2,950
6 傷病手当金諸費	160	5,600	△ 5,440
3 保健事業費	294,351	314,471	△ 20,120
1 特定健康診査等事業費	287,298	306,064	△ 18,766
2 保健衛生普及費	7,053	8,407	△ 1,354
4 諸支出金	32,840	30,543	2,297
1 諸支出金	32,840	30,543	2,297
5 国民健康保険事業費納付金	10,883,812	11,474,891	△ 591,079
1 国民健康保険事業費納付金	10,883,812	11,474,891	△ 591,079
6 基金積立金	931,895	84	931,811
1 基金積立金	931,895	84	931,811
2 予備費	130,577	28,758	101,819
1 予備費	130,577	28,758	101,819
1 予備費	130,577	28,758	101,819
歳出合計	41,754,000	42,219,000	△ 465,000

1 被保険者の推移

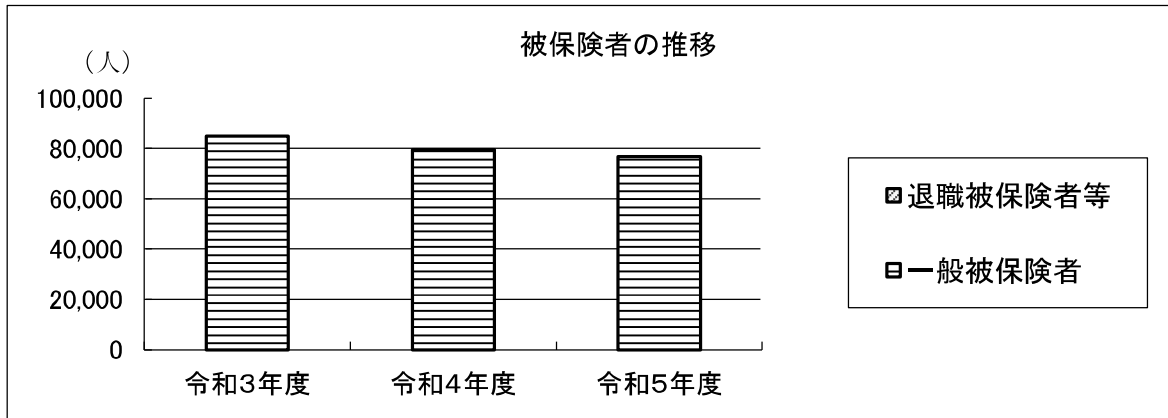
[全被保険者]

(単位 世帯・人)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	[年度末現在]	前年度比	加入率	[年度末現在]	前年度比	加入率	[12月末現在]	前年同期比	加入率	
世帯数	57,349	96.0	34.6%	54,667	95.3	32.9%	53,190	85.9	32.1%	
被保険者数	一般被保険者	84,865 (100.0%)	95.2	22.3%	79,634 (100.0%)	93.8	21.2%	76,780 (100.0%)	80.7	20.5%
	退職被保険者等	0 (0.0%)	0.0	0.0%	0 (0.0%)	0.0	0.0%	0 (0.0%)	0.0	0.0%
	計	84,865 (100%)	94.3	22.3%	79,634 (100%)	93.8	21.2%	76,780 (100%)	80.6	20.5%
介護保険第2号被保険者数(再掲)	26,030	89.3	—	25,212	96.9	—	24,844	86.3	—	
前期高齢者(65~74歳)数(再掲)	39,737	96.3	—	36,098	90.8	—	34,364	77.0	—	

(注)加入率は、本市全世帯数・全人口に対する加入率

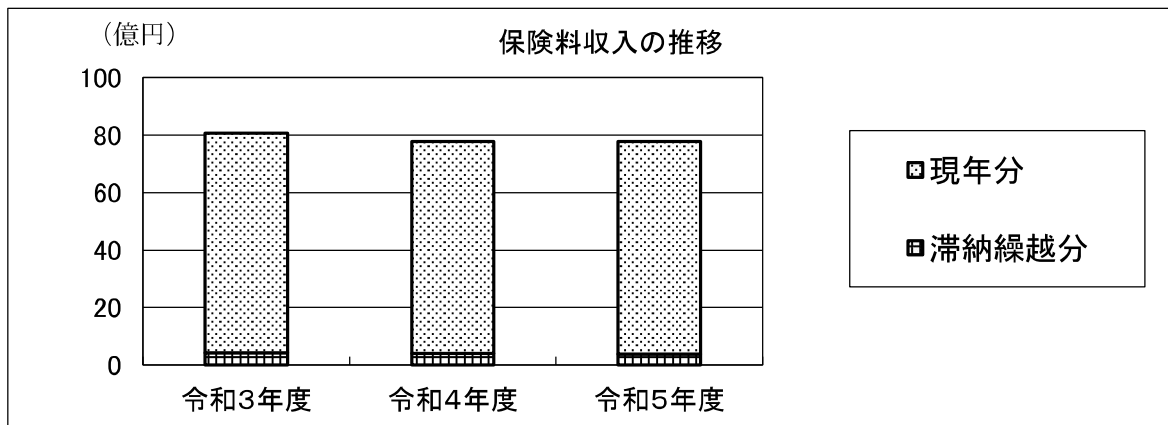
(注)被保険者数中、()の数字は構成比



2 保険料収入の推移

(単位 千円)

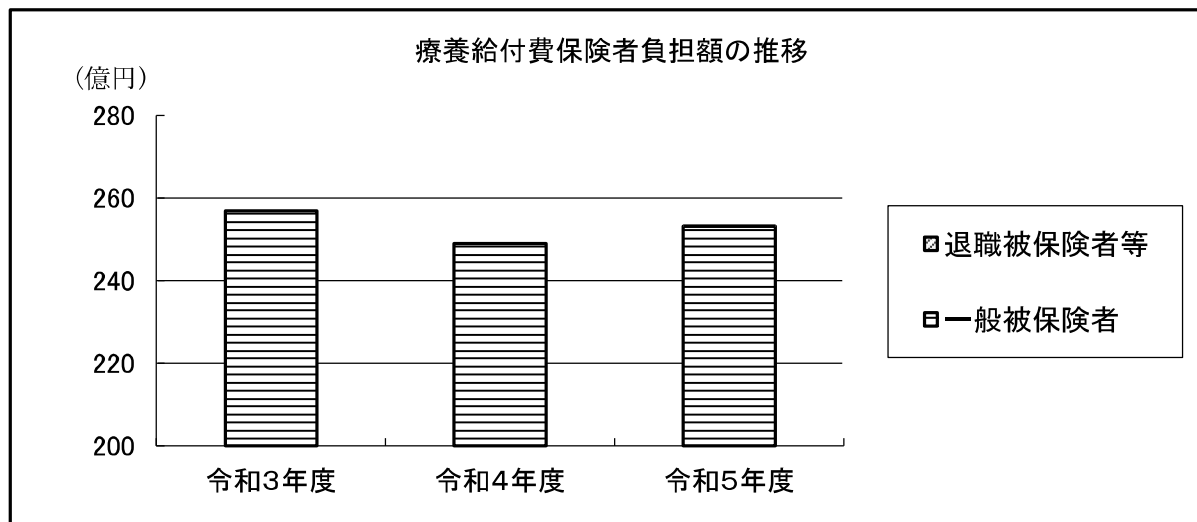
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		前年度比		前年度比	(当初予算額)	前年度比
現年分	7,646,506	84.0	7,382,630	96.5	7,418,779	100.5
滞納繰越分	430,371	88.1	409,147	95.1	371,156	90.7
計	8,076,877	84.2	7,791,777	96.5	7,789,935	100.0



3 療養給付費保険者負担額の推移

(単位 千円)

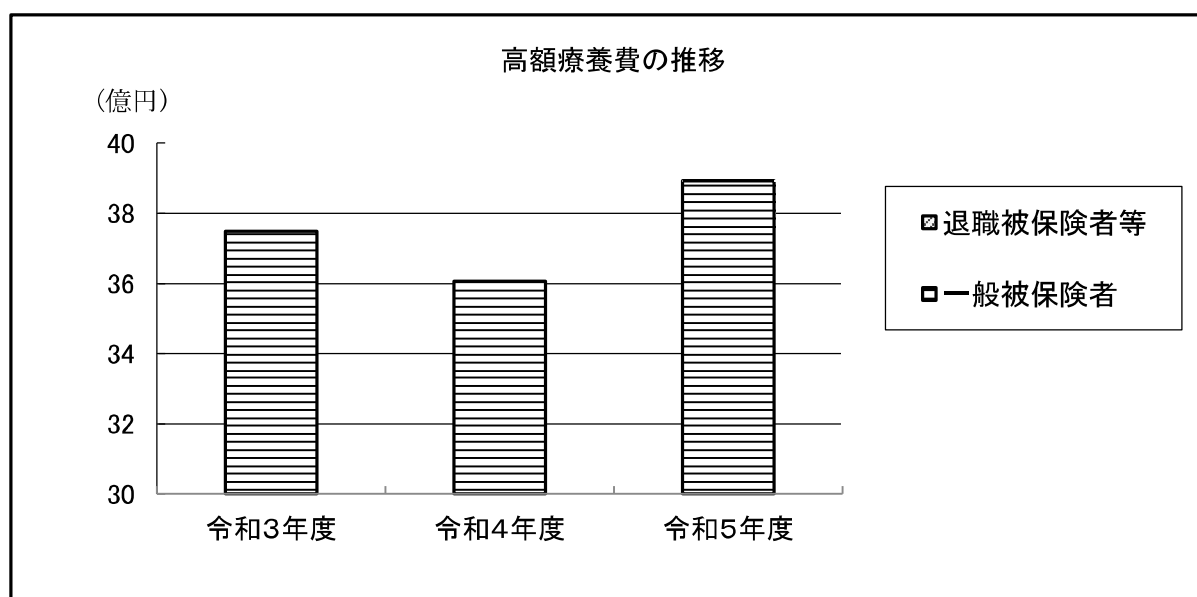
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		前年度比		前年度比	(決算見込額)	前年度比
一般被保険者	25,689,047	94.2	24,892,319	96.9	25,306,126	101.7
退職被保険者等	0	-	0	-	100	-
計	25,689,047	94.0	24,892,319	96.9	25,306,226	101.7



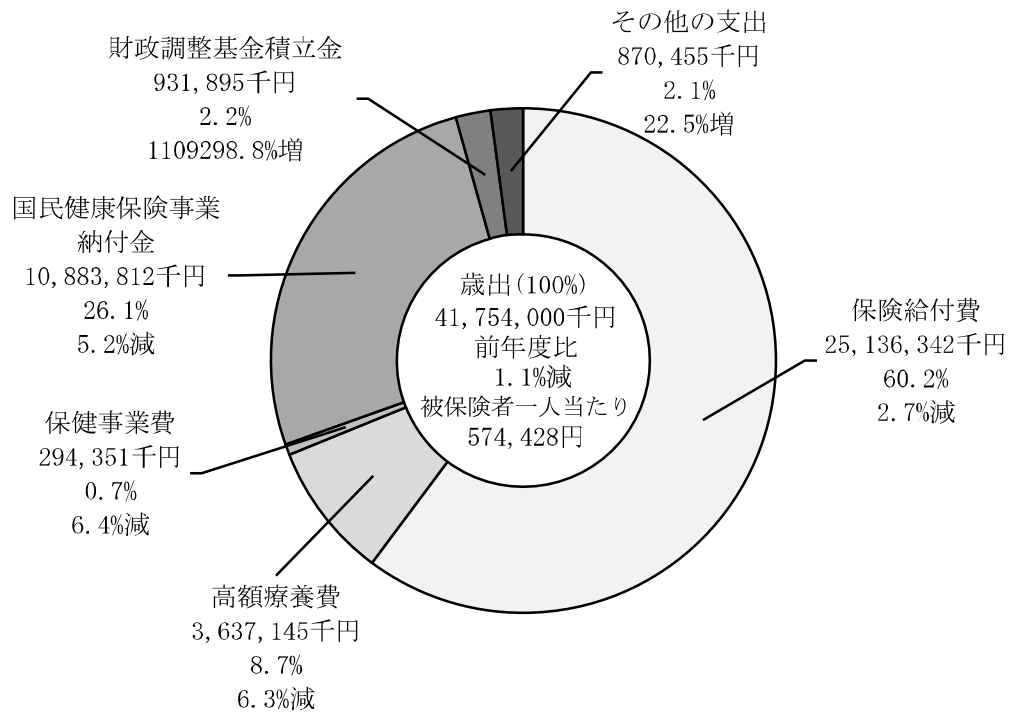
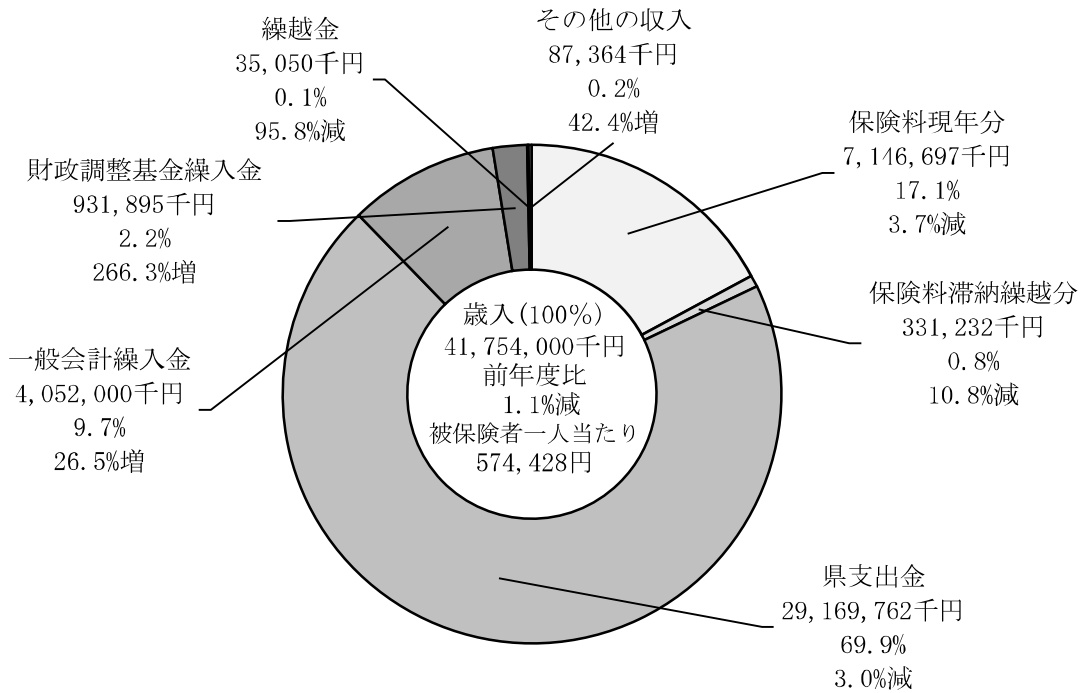
4 高額療養費の推移

(単位 千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		前年度比		前年度比	(決算見込額)	前年度比
一般被保険者	3,749,234	96.0	3,607,379	96.2	3,892,613	107.9
退職被保険者等	0	-	0	-	101	-
計	3,749,234	95.8	3,607,379	96.2	3,892,714	107.9



令和6年度特別会計国民健康保険費



世帯数 48,780世帯

被保険者数 72,688人

〔内 前期高齢者(65歳~74歳)数 33,009人

介護納付金賦課世帯 21,180世帯 介護納付金賦課被保険者 23,864人〕

議題 3

横須賀市国民健康保険条例の改正について

1 改正理由

保険料算定について、現行の算定方法では被保険者数が過大となり、保険料収納に不足が生じてしまうため、国民健康保険条例を改正します。

また、退職者医療制度の廃止に伴い、退職被保険者にかかる条文を削除するよう改正します。

2 改正の概要

第14条、第14条の7、第14条の12の算定方法について、当該年度の初日における各被保険者数及び世帯数で算定していましたが、当該年度における被保険者数及び世帯数の見込で算定することとします。

また、退職被保険者にかかる条文を削除し、所要の条文整備を行います。

3 新旧対照表

別紙参照

4 施行期日

令和6年4月1日

議題3別紙

○横須賀市国民健康保険条例

旧	新
第1条～第5条（略）	第1条～第5条（略）
<p><u>（退職被保険者の被扶養者）</u></p> <p><u>第5条の2 法附則第6条第2項各号に規定する主としてその者により生計を維持する被扶養者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>（1） 年間の収入が130万円未満（60歳以上の者又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満）であつて、かつ、当該被扶養者に係る退職被保険者の年間の収入の2分の1未満であるもの</u></p> <p><u>（2） 前号に準ずると市長が認めるもの</u></p>	
<p><u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</u></p> <p>第10条の3 毎年度における保険料のうち<u>法附則第7条第1項に規定する被保険者（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る基礎賦課総額（第19条の2、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として市長が定める額とする。</u></p> <p>（1） 当該年度におけるアからカまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用 <u>（一般被保険者に係るものに限る。）</u>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養</p>	<p><u>（基礎賦課総額）</u></p> <p>第10条の3 毎年度における保険料のうち基礎賦課総額（第19条の2、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として市長が定める額とする。</p> <p>（1） 当該年度におけるアからカまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問</p>

費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ（略）

カ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事

看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ（略）

カ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（神奈川県が行う国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

業費納付金の納付に要する費用（神奈川県
の国民健康保険に関する特別会計において
負担する後期高齢者支援金等及び病床転換
支援金等並びに介護納付金の納付に要する
費用に充てる部分に限る。）及び退職被保
険者等に係る国民健康保険事業費納付金の
納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度におけるアからエまでに掲げる
額の合算額

ア（略）

イ 法附則第22条の規定により読み替えられ
た法第75条の規定により交付を受ける補助
金（国民健康保険事業費納付金の納付に要
する費用（神奈川県国民健康保険に関す
る特別会計において負担する後期高齢者支
援金等及び病床転換支援金等並びに介護
納付金の納付に要する費用に充てる部分に
限る。以下このイにおいて同じ。）に係る
ものを除く。）及び同条の規定により貸し
付けられる貸付金（国民健康保険事業費
納付金の納付に要する費用に係るものを
除く。）の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第
75条の2第1項の国民健康保険保険給付
費等交付金をいう。エにおいて同じ。）
（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用
（法附則第22条の規定により読み替えら
れた法第70条第1項に規定する療養の給
付等に要する費用をいう。エにおいて同
じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険に関する特別会計に
おいて負担する国民健康保険事業に要す
る費用（国民健康保険の事務の執行に要

(2) 当該年度におけるアからエまでに掲げる
額の合算額

ア（略）

イ 法附則第7条の規定により読み替えられ
た法第75条の規定により交付を受ける補助
金（国民健康保険事業費納付金の納付に要
する費用（神奈川県国民健康保険に関す
る特別会計において負担する後期高齢者支
援金等及び病床転換支援金等並びに介護
納付金の納付に要する費用に充てる部分に
限る。以下このイにおいて同じ。）に係る
ものを除く。）及び同条の規定により貸し
付けられる貸付金（国民健康保険事業費
納付金の納付に要する費用に係るものを
除く。）の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第
75条の2第1項の国民健康保険保険給付
費等交付金をいう。エにおいて同じ。）の額

エ その他国民健康保険に関する特別会計に
おいて負担する国民健康保険事業に要す
る費用（国民健康保険の事務の執行に要

<p>費用を除く。)のための収入 (<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)</u>を除く。)の額</p>	<p>費用を除く。)のための収入 (法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>
<p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>)</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る基礎賦課額は、同一世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(基礎賦課額)</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、同一世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定</u>)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、<u>一般被保険者に係る基礎賦課額の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条</u></p>	<p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、基礎賦課額の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条</p>

の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は同法附則第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第19条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実

の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は同法附則第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第19条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」とい

<p>施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び第16条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した後の金額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一般被保険者に係る基礎賦課額の賦課期日後転入等のため新たに納付義務が発生し、<u>一般被保険者となった者の当該月以後に係る基礎賦課額の所得割額算定の場合における基礎控除後の総所得金額等については、第1項の規定を適用する。</u></p>	<p>う。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び第16条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した後の金額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 基礎賦課額の賦課期日後転入等のため新たに納付義務が発生し、被保険者となった者の当該月以後に係る基礎賦課額の所得割額算定の場合における基礎控除後の総所得金額等については、第1項の規定を適用する。</p>
<p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額等)</u> <u>第13条 第11条第1項前段及び第2項並びに前条の規定は、退職被保険者等に係る基礎賦課額及び基礎賦課額の所得割額の算定について準用する。この場合において、「一般被保険者」とあるのは「退職被保険者等」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p>(基礎賦課限度額) <u>第13条の2 第11条又は前条の賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、第11条の賦課額と前条の賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、それぞれ令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号に規定する額を超えない。</u></p>	<p>(基礎賦課限度額) 第13条 第11条の賦課額は、令第29条の7第2項第9号に規定する額を超えることができない。</p>
<p>(基礎賦課額の保険料率) 第14条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>一般被保険者に係る基礎賦課</u></p>	<p>(基礎賦課額の保険料率) 第14条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 基礎賦課総額の100分の50に相</p>

総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る 基礎賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から令第29条の7第2項第8号イに規定する特定同一世帯所属者（以下単に「特定同一世帯所属者」という。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて、同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合

当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度における被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度における被保険者が属する世帯の見込数から令第29条の7第2項第8号イに規定する特定同一世帯所属者（以下単に「特定同一世帯所属者」という。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて、特定同一世帯所属者が被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の見込数に

<p>計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第14条の2 毎年度における保険料のうち<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課総額(第19条の2、第19条の3及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として市長が定める額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、<u>神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第14条の2 毎年度における保険料のうち後期高齢者支援金等賦課総額(第19条の2、第19条の3及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として市長が定める額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第</p>

<p>納付に要する費用に限る。)のための収入 (<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)</u> の額</p>	<p>72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額</p>
<p>(<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>) 第14条の3 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、同一世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一世帯に属するとき</u>は、<u>当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定する。</u> 2 (略)</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額) 第14条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、同一世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。 2 (略)</p>
<p>(<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定等</u>) 第14条の4 第12条の規定は、<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額について準用する。この場合において「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の7」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定等) 第14条の4 第12条の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の所得割額について準用する。この場合において「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の6」と読み替えるものとする。</p>
<p>(<u>退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>) 第14条の5 第12条並びに第14条の3第1項前段及び第2項の規定は、<u>退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定について準用する。この場合において、「一般被保険者」とあるのは「退職被保険者等」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14</u></p>	

<p><u>条」とあるのは「第14条の7」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第14条の<u>6</u> 第14条の<u>3</u>又は前条の賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、第14条の3の賦課額と前条の賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、それぞれ令第29条の7第3項第8号又は令附則第4条第3項第6号に規定する額を超えることができない。</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第14条の<u>5</u> 第14条の3の賦課額は、令第29条の7第3項第8号に規定する額を超えることができない。</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第14条の<u>7</u> 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における<u>一般被保険者</u>の数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における<u>一般被保険者</u>が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第14条の<u>6</u> 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度における被保険者の<u>見込数</u>で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度における被保険者が属する世帯の<u>見込数</u>から特定世帯の<u>見込数</u>に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の<u>見込数</u>に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>

<p>た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ・ウ (略) 2・3 (略)</p>	<p>イ・ウ (略) 2・3 (略)</p>
<p>(介護納付金賦課総額) 第14条の8 毎年度における保険料のうち介護納付金賦課総額 (第19条の2及び第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として市長が定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額</p> <p>イ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額</p>	<p>(介護納付金賦課総額) 第14条の7 毎年度における保険料のうち介護納付金賦課総額 (第19条の2及び第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として市長が定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額</p> <p>イ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額</p>
<p>(介護納付金賦課額) 第14条の9 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、同一世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割</p>	<p>(介護納付金賦課額) 第14条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、同一世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割</p>

<p>額及び世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>額及び世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定等)</p> <p>第14条の<u>10</u> 第12条の規定は、介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の所得割額について準用する。この場合において「<u>一般被保険者</u>」とあるのは「<u>介護納付金賦課被保険者</u>」と、「<u>基礎賦課額</u>」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「第14条」とあるのは「第14条の<u>12</u>」と、「賦課期日後転入等のため」とあるのは「<u>賦課期日後転入及び被保険者数の異動等のため</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定等)</p> <p>第14条の<u>9</u> 第12条の規定は、介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の所得割額について準用する。この場合において「<u>基礎賦課額</u>」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「第14条」とあるのは「第14条の<u>11</u>」と、「<u>賦課期日後転入等のため</u>」とあるのは「<u>賦課期日後転入及び被保険者数の異動等のため</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第14条の<u>11</u> 第14条の<u>9</u>の賦課額は、令第29条の7第4項第8号に規定する額を超えることができない。</p>	<p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第14条の<u>10</u> 第14条の<u>8</u>の賦課額は、令第29条の7第4項第8号に規定する額を超えることができない。</p>
<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第14条の<u>12</u> 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第14条の<u>11</u> 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度における介護納付金賦課被保険者の<u>見込</u>数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の<u>見込</u>数で除して得た額</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(特例対象被保険者等に係る特例)</p> <p>第14条の<u>13</u> 世帯主義は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る特例)</p> <p>第14条の<u>12</u> 世帯主義は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下</p>

<p>単に「特例対象被保険者等」という。)である場合における第12条(第14条の4及び第14条の<u>10</u>において準用する場合を含む。)及び第19条の2の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、第19条の2第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。</p>	<p>単に「特例対象被保険者等」という。)である場合における第12条(第14条の4及び第14条の<u>9</u>において準用する場合を含む。)及び第19条の2の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、第19条の2第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。</p>
<p>第15条～第18条(略)</p>	<p>第15条～第18条(略)</p>
<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る第11条、<u>第13条</u>、第14条の3、<u>第14条の5</u>若しくは第14条の<u>9</u>の賦課額又は次条第1項、第19条の3第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第19条の4第1項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に定める額の算定は、それぞれその納付義務が発生し又は被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被</p>	<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の3若しくは第14条の<u>8</u>の賦課額又は次条第1項、第19条の3第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第19条の4第1項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に定める額の算定は、それぞれその納付義務が発生し又は被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象</p>

<p>保険者若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、<u>第13条</u>、<u>第14条の3</u>、<u>第14条の5</u>若しくは第14条の<u>9</u>の賦課額又は次条第1項、第19条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第19条の4第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（消滅理由が法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当する場合において、消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで月割をもって行い、また、1世帯に属する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第11条<u>又は第13条</u>の賦課額及び次条第1項に定める額の算定は、その被保険者数が減少した日（減少理由が法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当する場合において、減少した日が月の初日であるときは、その前日）又はその被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から月割をもって新たに算定する。</p>	<p>被保険者等となった日の属する月から月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の3若しくは第14条の<u>8</u>の賦課額又は次条第1項、第19条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第19条の4第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（消滅理由が法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当する場合において、消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで月割をもって行い、また、1世帯に属する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第11条の賦課額及び次条第1項に定める額の算定は、その被保険者数が減少した日（減少理由が法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当する場合において、減少した日が月の初日であるときは、その前日）又はその被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から月割をもって新たに算定する。</p>
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条の2 保険料の賦課額は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この条において同じ。）現在において、世帯主並びにその世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条の2 保険料の賦課額は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この条において同じ。）現在において、世帯主並びにその世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第</p>

314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額の算定についても同様とする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は同法附則第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の合算額が、令第29条の

314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額の算定についても同様とする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は同法附則第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の合算額が、令第29条の

<p>7 第5項第1号に規定する地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に令第29条の7第5項第1号に規定する当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じる金額を乘じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、同項第3号の規定により算定した額を第11条第1項 <u>(第13条において準用する場合を含む。)</u>、第14条の3第1項 <u>(第14条の5において準用する場合を含む。)</u> 又は第14条の9第1項に規定する被保険者均等割額及び世帯別平等割額からそれぞれ減じた額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>7 第5項第1号に規定する地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に令第29条の7第5項第1号に規定する当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じる金額を乘じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、同項第3号の規定により算定した額を第11条第1項、第14条の3第1項又は第14条の<u>8</u>第1項に規定する被保険者均等割額及び世帯別平等割額からそれぞれ減じた額とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の規定により算定した被保険者均等割の額 <u>(同条の規定するところにより算定した退職被保険者等に係る被保険者均等割の額を含む。)</u> (前条の規定により減額する場合にあっては、同条の規定により減額した額) から、当該額に10分の5を乘じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。) を控除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは</p>	<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の規定により算定した被保険者均等割の額 (前条の規定により減額する場合にあっては、同条の規定により減額した額) から、当該額に10分の5を乘じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。) を控除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは</p>

<p>「第14条の<u>7</u>」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の<u>7</u>第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>「第14条の<u>6</u>」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の<u>6</u>第3項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者がある場合における当該年度分の基礎賦課額は、第11条又は第13条に規定する基礎賦課額(第19条の2の規定により減額する場合にあっては、同条の規定により減額した基礎賦課額)から、次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る第12条(第13条において準用する場合を含む。)の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合にあっては、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該出産被保険者に係る第14条の規定により算定した被保険者均等割の額(同条の規定するところにより算定した退職被保険者等に係る被保険者均等割の額を含む。)(第19条の2の規定により減額する場合にあっては、同条の規定により減額した額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2 第14条第2項の規定は、前項に規定する基礎賦課額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「基礎賦課額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者がある場合における当該年度分の基礎賦課額は、第11条に規定する基礎賦課額(第19条の2の規定により減額する場合にあっては、同条の規定により減額した基礎賦課額)から、次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る第12条の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合にあっては、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該出産被保険者に係る第14条の規定により算定した被保険者均等割の額(第19条の2の規定により減額する場合にあっては、同条の規定により減額した額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「前項に規定する保険料率」とあるのは、「前項各号に定めるところにより算定した額」と読</p>

<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、<u>第1項中「第11条又は第13条」とあるのは「第14条の3又は第14条の5」と、同項第1号中「第12条（第13条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第14条の4又は第14条の5において準用する第12条」と、同項第2号中「第14条」とあるのは「第14条の7」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第14条の7第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、<u>第1項中「第11条又は第13条」とあるのは「第14条の9」と、同項第1号中「第12条（第13条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第14条の10において準用する第12条」と、同項第2号中「第14条」とあるのは「第14条の12」と、「額（同条の規定するところにより算定した退職被保険者等に係る被保険者均等割額を含む。）」とあるのは「額」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第14条の12第2項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の3」と、同項第1号中「第12条」とあるのは「第14条の4において準用する第12条」と、同項第2号中「第14条」とあるのは「第14条の6」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第14条の6第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「<u>出産被保険者が</u>」とあるのは「<u>出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）が</u>」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、同項第1号中「第12条」とあるのは「第14条の9において準用する第12条」と、同項第2号中「第14条」とあるのは「第14条の11」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第14条の11第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第20条～（略）</p>	<p>第20条～（略）</p>

議題 4

別紙データヘルス計画をご参照ください。